

こども家庭庁「こどもデータ連携実証事業の実施及び検証（令和6年度）」

成果報告書

株式会社野村総合研究所
NRIセキュアテクノロジー株式会社

2025年3月

NRI

※本報告書は、本年度の実証事業を実施する自治体の取組内容や成果等を取りまとめたものであり、必ずしも政府の公式見解等を示しているものではない点にご留意ください。特に、本報告書を参照してこどもデータ連携の取組を実践予定の自治体におかれては、その旨ご留意願います。



1. 事業概要	P.2
1.1 本事業の背景・目的	P.3
1.2 本事業の概要	P.4
2. 実証の取組整理／課題・示唆	P.8
2.1 利用したデータ項目の検証	P.9
2.2 個人情報への取扱いの整理	P.15
2.3 こどもデータ連携のシステム構築	P.19
2.4 名寄せ・データ連携等	P.21
2.5 基本連携データ項目の利用状況	P.22
2.6 抽出方法（優先順位付け）	P.24
2.7 人の目による支援等の必要性の確認	P.25
2.8 支援方策の検討	P.26
2.9 支援の実施	P.28
2.10 データ連携による成果・効果	P.30
2.11 ガイドライン（素案）を踏まえた主な課題や示唆・気づき	P.32

1.事業概要



1.1 本事業の背景と目的

背景

- こどもに関する施策については、これまでに様々な取組が進められてきたものの、貧困や虐待、不登校、いじめ等の困難な状況にあるこどもは依然として存在している。一方で、困難な状況にあるこどもはその実態が見えにくく、支援が必要なこどもや家庭に対して適切な支援が届けられず、取り残されてしまっているケースも少なくないほか、困難を抱えるこどもや家庭ほどSOSを発することが難しいこと等から、プッシュ型・アウトリーチ型支援の重要性が指摘されている。

目的

- このような背景から、地方公共団体における、個々のこどもや家庭の状況や利用している支援等に関する福祉・保健・教育などの情報・データを分野を越えて連携させることを通じて、個人情報 の適正な取扱いを確保しながら、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる取組（以下、「こどもデータ連携」という。）の推進に向け、こどもデータ連携に取り組む地方公共団体が参照できるガイドラインに反映するため、こどもデータ連携実証事業（以下、「本事業」という。）の実施を通じて知見や課題を抽出・整理する。
- 本事業では、次の事項を目的とする。
 - ① 支援が必要なこどもや家庭を早期に把握するために有用なデータ項目や、その抽出・連携方法、それらのデータを活用してリスクや支援の必要性が高いと思われるこどもや家庭を把握するための手法、データ項目と様々な困難（虐待、貧困、いじめ、不登校、ヤングケアラー等）との関連性、「こどもデータ連携ガイドライン（素案）」（令和6年3月公開）（以下、「ガイドライン」という。）に記載の「基本連携データ項目」の有用性等について検証する。
 - ② データを活用してリスクや支援の必要性が高いと思われるこどもや家庭を把握した後、人の目による確認や支援方策の検討、実際の支援・見守りの実施につなげるための、関係機関等の望ましい連携体制や業務フロー、会議体等の在り方、関係機関等の間で情報共有することが望まれるデータ項目、具体的な支援・見守りの手法、各プロセスにおける課題等を検証する。
 - ③ ガイドラインの記載内容の適切性や実用性について本事業を通じて検証するとともに、新たに得られた成果・課題についてもガイドラインに反映し、地方公共団体による本格的なこどもデータ連携の取組に繋げる。

1.2 本事業の概要

事業の目的を踏まえ、継続実証団体においては、人の目による確認や支援方策の検討、支援・見守りの実施に早期から取り組むことを想定し、新規実証団体においては、基本連携データ項目を含む「こどもデータ連携ガイドライン（素案）」における有用性等について主に検証するため、実証を実施。

事業内容

1

抽出・整理



- ✓ 基本連携データ項目毎に、基準/閾値に該当するこどもや家庭を抽出したうえで名寄せを行い、どのこどもや家庭がどの基本連携データ項目の基準/閾値に該当し、どのような困難を抱えている蓋然性が高いか、分野横断的に整理する。
(基本連携データ項目以外のデータ項目を併せて利用することは妨げない。)

2

支援・見守り



- ✓ 1で整理した内容を活用して多様な観点からのアセスメントを行い、支援の必要性が高いと思われるこどもや家庭について、人の目によって支援の必要性を確認したうえで、適切な支援方策を検討し、必要な支援・見守りを行う。

3

検証



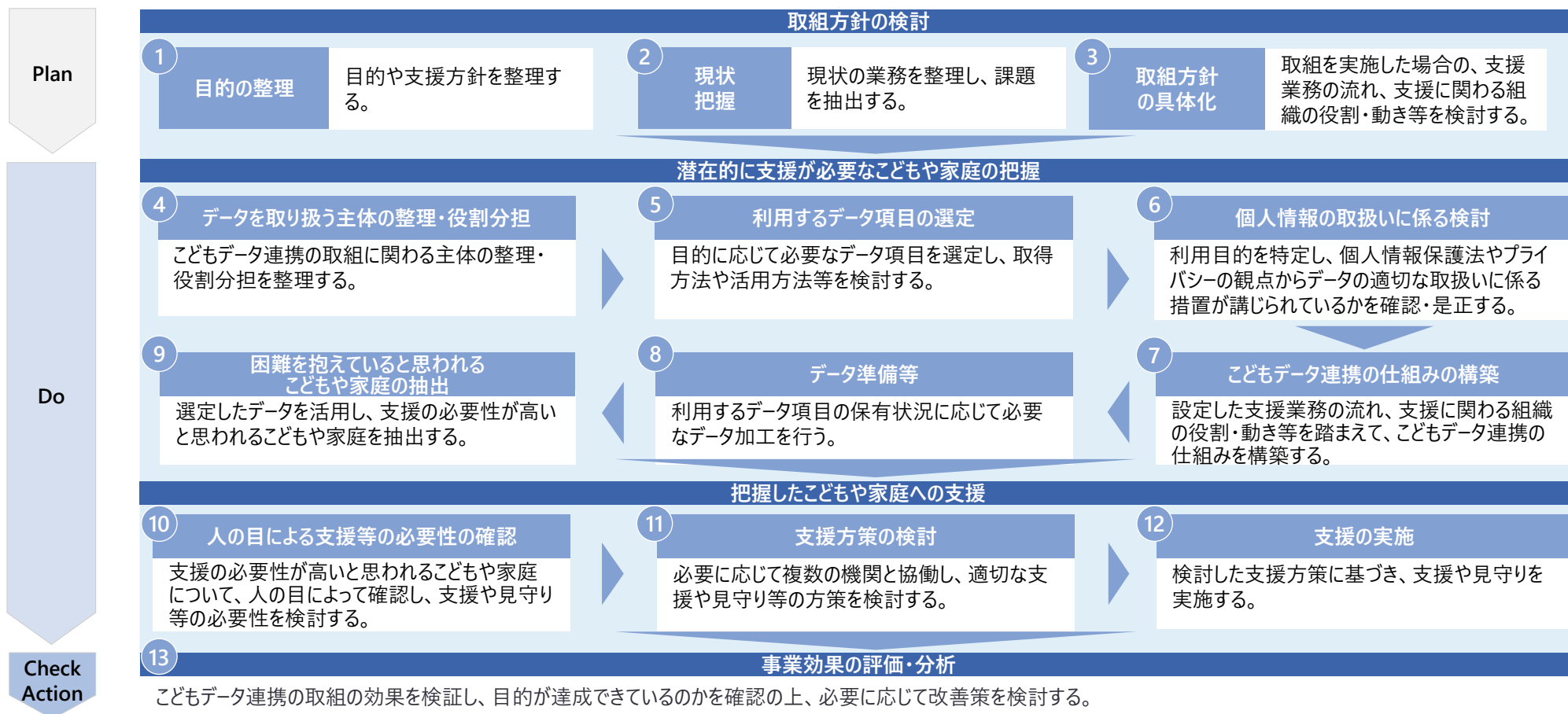
- ✓ 基本連携データ項目の有用性（現行の支援の在り方の見直しや、新たな支援の必要性の把握にどれだけ繋がったか等）
- ✓ 1の整理を行うにあたっての効率的・効果的な手法や、課題とその対応策等
- ✓ 1で整理した内容を活用してリスクや支援の必要性が高いと思われるこどもや家庭を把握するための手法等
- ✓ 人の目による確認や支援方策の検討の在り方（連携体制や業務フロー、会議体等）、関係機関等の間で情報共有することが望まれるデータ項目、支援・見守りの手法、各プロセスにおける課題等
- ✓ 上記を踏まえて、ガイドラインの記載内容の適切性や実用性、課題、その他反映が望まれる内容

「ガイドラインへの反映」+「こどもデータ連携」の推進

1.2 本事業の概要

こどもデータ連携の取組概要は、下図の通り。こどもデータ連携の取組を実施するにあたっては、各工程における業務内容を理解した上で、事業を推進する。

- こどもデータ連携の取組においてデータを分野横断的に連携させることは「手段」であり、支援が必要なこどもや家庭を早期に把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげることが「目的」となる。そのため、こどもの最善の利益を守ることが重要であることに留意する。
- こどもデータ連携の取組を実施するにあたって必要な業務の流れ（取組方針の検討→潜在的に支援が必要なこどもや家庭の把握→把握したこどもや家庭への支援）を確認する。



基本連携データ項目とは、データ項目単体で困難を抱え支援を必要としている蓋然性が高いと考えられるデータ項目であり、多くの地方公共団体で保有されているものである。

	困難を抱え支援を必要とする蓋然性が高いと考えられる情報	基本連携データ項目
こども	1 要保護児童対策地域協議会（要対協）への登録履歴がある	要対協のケース進行管理台帳_（こども氏名）
	2 一時保護された履歴がある	一時保護児童票_（こども氏名）
	3 3~4か月健診を受けた履歴がない/1歳6か月健診を受けた履歴がない/3歳児検診を受けた履歴がない	3~4か月児健診結果_健診受診日/1歳6か月児健診結果_1歳6か月児健診受診日/3歳児健診健診結果_3歳児健診受診日
	4 3~4か月児/1歳6か月児/3歳児検診アンケートにおいて「家に残して外出」に該当	3~4か月児健診アンケート_（出来事）家に残して外出/1歳6か月児健診アンケート_（出来事）家に残して外出/3歳児健診アンケート_（出来事）家に残して外出
	5 3~4か月児/1歳6か月児/3歳児検診アンケートにおいて「長時間食事を与えなかった」に該当	3~4か月児健診アンケート_（出来事）長時間食事を与えなかった/1歳6か月児健診アンケート_（出来事）長時間食事を与えなかった/3歳児健診アンケート_（出来事）長時間食事を与えなかった
	6 3~4か月児/1歳6か月児/3歳児検診アンケートにおいて「子どもの口をふさいだ」に該当	3~4か月児健診アンケート_（出来事）子どもの口をふさいだ/1歳6か月児健診アンケート_（出来事）子どもの口をふさいだ
	7 3~4か月児/1歳6か月児健診アンケートにおいて「子どもを激しく揺さぶった」に該当	3~4か月児健診アンケート_（出来事）子どもを激しく揺さぶった/1歳6か月児健診アンケート_（出来事）子どもを激しく揺さぶった
	8 1歳6か月児/3歳児検診において、低体重であった/学校における児童生徒等の健康診断において、低体重であった	1歳6か月児健診結果_パーセンタイル値（体重）/3歳児健診健診結果_パーセンタイル値（体重）/児童生徒健康診断票情報_健康診断_体重
	9 こどもに発達障害があり、精神障害者保健福祉手帳を所持している	精神障害者保健福祉手帳情報_主たる精神障害コード
	10 障害児支援受給者証の発行歴がある	障害児支援申請決定情報_受給者証番号
	11 小・中学校の欠席日数が多い	出欠の記録_欠席日数
	12 小・中学校の遅刻が多い	遅刻日数
	13 こども自身が心身の不調や希死念慮を抱えている	学校等でのアンケート・セルフメンタルチェック等の判定結果
保護者・家庭	14 当該こどもの出産に際し、妊婦検診を受けた履歴が全くない	妊婦健診結果_受診日
	15 当該こどもの出産に際する産婦健診において、EPDS（エジンバラ産後うつ病問診票）評価点数が高い	産婦健診結果_EPDS評価点数
	16 当該こどもと同一世帯の者が、身体障害者手帳/療育手帳/精神障害者保健福祉手帳を所持している	身体障害者手帳情報_資格状態コード/療育手帳情報_資格状態コード/精神障害者保健福祉手帳情報_資格状態コード
	17 当該こどもの属する世帯が生活保護を受給している	（生活保護）決定個人情報_開始年月日
	18 当該こどもを監護する者等が児童扶養手当を受給している	（児童扶養手当）支給情報_支給区分

10団体の伴走支援の実施

本年度実証事業には10団体が参画。各団体の事業計画書に沿って、R6.3にこども家庭庁が公開した「こどもデータ連携ガイドライン（素案）」を参考に取組を推進している。次頁以降で、各団体がこれまでに取り組んできた実証の実施状況や共通的に見られた課題・成果・示唆等を整理する。

実証10団体及び取扱テーマ

05_佐渡市（新潟県）

2年目

テーマ：虐待、貧困、不登校、ヤングケアラー、産後うつ、発達障がい

06_山県市（岐阜県）

2年目

テーマ：いじめ、不登校、発達障がい、問題行動

07_和泉市（大阪府）

2年目

テーマ：児童虐待

10_別府市（大分県）

テーマ：貧困、不登校

08_延岡市（宮崎県）

2年目

テーマ：虐待、不登校、ヤングケアラー、貧困、産後うつ、発達障がい

01_会津美里町（福島県）

2年目

テーマ：学校不適応

02_印西市（千葉県）

2年目

テーマ：産後うつ、児童虐待

03_横須賀市（神奈川県）

2年目

テーマ：虐待、同居者の心身における健康状態が子どもの発育にどのような影響を与えるか

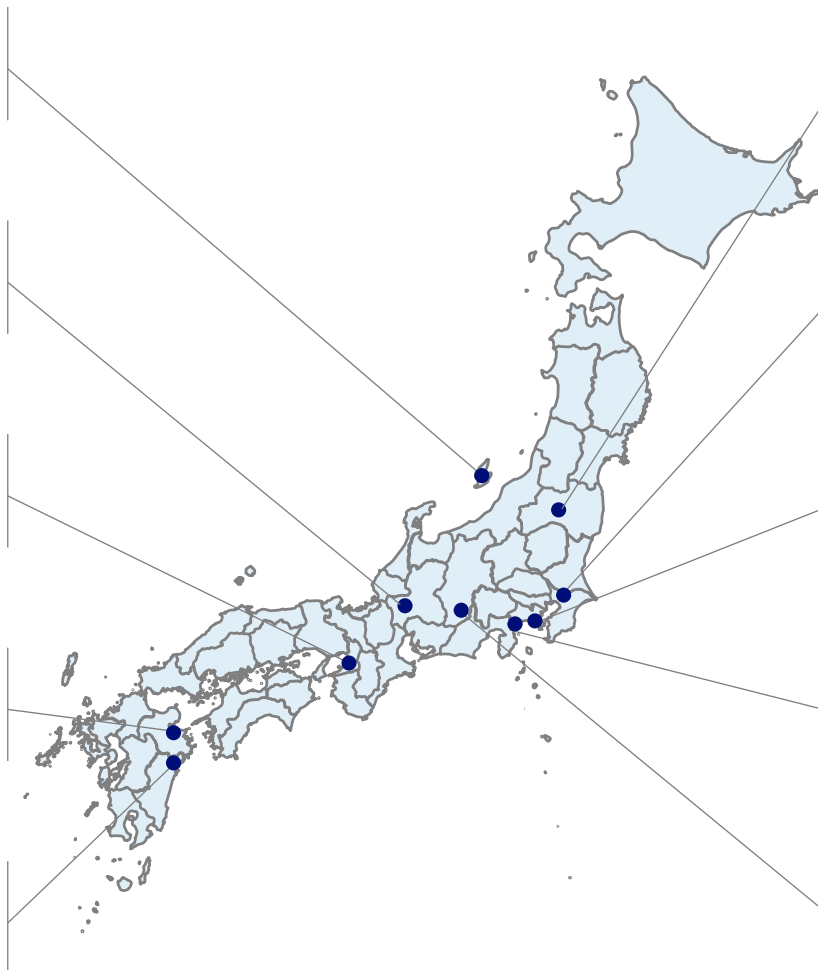
04_開成町（神奈川県）

2年目

テーマ：ヤングケアラー、貧困、虐待、引きこもり、産後うつ、発達障がい

09_喬木村（長野県）

テーマ：虐待、貧困、不登校（いじめ）



～ 2.実証の取組整理／課題・示唆～

本章では、こどもデータ連携ガイドライン（素案）で示されたフローに沿って、各実証団体が実証した取組および重点的に検討した事項について課題・示唆を整理した。また、利用したデータ項目については、事務局にて統一的な評価軸をもって検証した結果を整理した。

2. 実証の取組整理／課題・示唆

2.1 利用したデータ項目の検証

- 各団体が利用した基本連携データ項目及びその他のデータ項目において、同じ評価手法のもとで困難類型との関連性を検証した。具体的には各実証団体から、「抽出群」と「対照群」における各データ項目への該当・非該当状況に関する集計情報を事務局にて受領し、下記のような統計手法（仮説検定）を用いて検証した。

検証方法

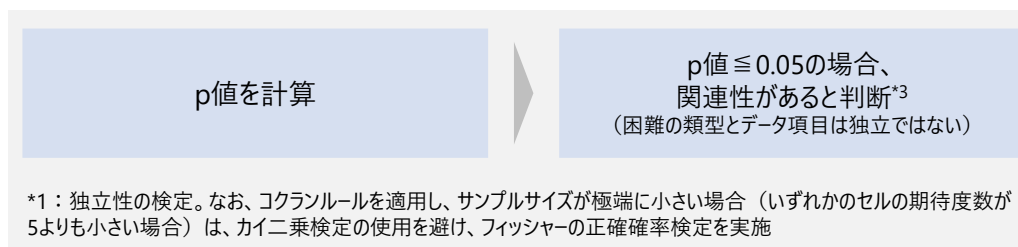
データ項目／“困難の類型”ごとに、ピアソンのカイ二乗検定^{*1}を実施し、“困難の類型”との関連性を確認。

- 抽出群（各類型に該当すると考えられる集団、事務局で定義）、対照群（抽出群以外）のそれぞれにおけるデータ項目の該当者数・非該当者数を用いて、p値を計算。
- p値が0.05を下回ったデータ項目について、“困難の類型”と関連性があると判断^{*2*3}（有意水準5%で判断）。

実証団体から提供される集計情報

		抽出群	対照群
データ項目	該当	A人	B人
	非該当	C人	D人

ピアソンのカイ二乗検定^{*1}



*2：検定の性質上、p値 > 0.05の場合も、関連性がないとは断定できない

*3：ただし、「抽出群かつ該当」の実測値が期待値より小さい場合は、データ項目が非該当であることと抽出群の関連性があると判断し、対象外とした。

検証内容

基本連携データ項目に係る 関連性の検証

- 「子どもデータ連携ガイドライン（素案）」に掲載されている基本連携データ項目の、困難類型との関連性を検証

その他、困難の類型との 関連性が高いと判断された データ項目に係る検証

- 実証団体の取組の中で、基本連携データ項目以外に困難類型と関連性が高いと判断したデータ項目について、関連性を検証

2. 実証の取組整理／課題・示唆 (つづき)

- “困難の種類”との関連性を判断するため、抽出群は“困難の種類”に該当する集団とした
- 市町に居住している、“困難の種類”の全該当者を把握することは困難であるため、“困難の種類”に該当すると考えられる集団を事務局で定義した。定義にあたっては、各実証団体が保有しているデータ項目を考慮し、検証の実現可能性が高い定義を採用した。

各困難類型における抽出群の定義

困難類型*1	定義
虐待	要保護児童対策地域協議会（要対協）への登録履歴があることも*2
産後うつ	当該こどもの出産に際する産婦健診において、母親のEPDS（エジンバラ産後うつ病問診票）評価点が9点以上だったことも*3 ※きょうだい児がいる場合、当該児童が生まれた際のEPDS評価点数で判断
発達障がい	精神障害者保健福祉手帳を所持していることも*4
貧困	生活保護もしくは児童扶養手当を受給している世帯のこども
不登校	欠席日数（出席停止・忌引き等含まない）が年度間で30日以上*5のこども

*1：他にもヤングケアラーや引きこもり等の困難を対象として実証している団体もあったが、団体共通での定義設定およびデータの取得が困難だったため、基本連携データ項目に係る関連性の検証においては対象外とした。

*2：1団体のみ、本定義がデータの都合上適用できなかったため、一時保護歴で代替して集計。

*3：連携しているデータの期間の都合上、EPDS評価点数がない児童がいる場合、EPDS評価点数がある児童のみを対象（分母）として調査を実施。

*4：「精神障害者保健福祉手帳を所持しており、手帳のICDコードに発達障がいにあたるコードが入っているこども」がより正確な定義となるが、ICDコードを記録／システム連携している団体が少なかったため、手帳の有無で定義。

*5：1年分のデータがない場合には、保有しているデータの月数に比例して基準値を変更。

例：2024年度の出欠データは6ヶ月分しかない場合 → 30日 × (6ヶ月 ÷ 12か月) = 15日から、欠席日数が6ヶ月で15日以上の子どもの抽出群とする

2. 実証の取組整理／課題・示唆

本年度実証では、基本連携データ項目のほとんどについて関連性を確認することができた。

※データ利用状況により集計できる団体が少ないデータ項目もあり、あくまで本年度実証団体での結果であることに留意が必要

基本連携データ項目と困難類型の関連性

●●：本実証において複数団体に関連性が確認された（複数の団体で、 p 値 ≤ 0.05 かつ、「抽出群かつ該当」の実測値が期待値より大きい）

◆◇：本実証において1団体に関連性が確認された（1団体で、 p 値 ≤ 0.05 かつ、「抽出群かつ該当」の実測値が期待値より大きい）

基本連携データ項目		困難の類型	
こども	1	要対協のケース進行管理台帳_ (こども氏名)	●●
	2	一時保護児童票_ (こども氏名)	◆◇
	3	3~4か月児健診結果_健診受診日/1歳6か月児健診結果_1歳6か月児健診受診日/3歳児健診健診結果_3歳児健診受診日	●●
	4	3~4か月児健診アンケート_ (出来事) 家に残して外出/1歳6か月児健診アンケート_ (出来事) 家に残して外出/3歳児健診アンケート_ (出来事) 家に残して外出	◆◇
	5	3~4か月児健診アンケート_ (出来事) 長時間食事を与えなかった/1歳6か月児健診アンケート_ (出来事) 長時間食事を与えなかった/3歳児健診アンケート_ (出来事) 長時間食事を与えなかった	◆◇
	6	3~4か月児健診アンケート_ (出来事) 子どもの口をふさいだ/1歳6か月児健診アンケート_ (出来事) 子どもの口をふさいだ	●●
	7	3~4か月児健診アンケート_ (出来事) 子どもを激しく揺さぶった/1歳6か月児健診アンケート_ (出来事) 子どもを激しく揺さぶった	
	8	1歳6か月児健診結果_パーセンタイル値 (体重) /3歳児健診健診結果_パーセンタイル値 (体重) /児童生徒健康診断票情報_健康診断_体重	◆◇
	9	精神障害者保健福祉手帳情報_主たる精神障害コード	●●
	10	障害児支援申請決定情報_受給者証番号	●●
	11	出欠の記録_欠席日数	●●
	12	遅刻日数	●●
	13	学校等でのアンケート・セルフメンタルチェック等の判定結果	●●
保護者・家庭	14	妊婦健診結果_受診日	◆◇
	15	産婦健診結果_ EPDS評価点数	●●
	16	身体障害者手帳情報_資格状態コード/療育手帳情報_資格状態コード/精神障害者保健福祉手帳情報_資格状態コード	●●
	17	(生活保護) 決定個人情報_開始年月日	●●
	18	(児童扶養手当) 支給情報_支給区分	●●
令和5年度の実証事業で困難類型と相関性があると考えられたデータ項目		困難の類型	
19	虫歯の数	◆◇	
20	母親の喫煙	●●	

2. 実証の取組整理／課題・示唆

要対協登録歴/障害児支援受給者証の発行歴/家族の障害者手帳所持状況は多くの困難類型で 関連性が確認できた。

●●：本実証において複数団体で関連性が確認された（複数の団体で、 p 値 ≤ 0.05 かつ、「抽出群かつ該当」の実測値が期待値より大きい）

◆◆：本実証において1団体で関連性が確認された（1団体で、 p 値 ≤ 0.05 かつ、「抽出群かつ該当」の実測値が期待値より大きい）

■-：抽出群の定義に用いている場合。もしくは本実証におけるデータの利用状況により集計できる団体がおらず検証ができなかった場合。

困難類型横の括弧は、当該困難類型を対象としており、集計を実施した団体数

基本連携データ項目と各困難類型の関連性

基本連携データ項目		虐待 (7)	産後うつ (2)	発達障がい (3)	貧困 (4)	不登校 (5)
こども	1 要対協のケース進行管理台帳_ (こども氏名)	-	◆	◆	●	●
	2 一時保護児童票_ (こども氏名)	◆	-	-		
	3 3~4か月児健診結果_健診受診日/1歳6か月児健診結果_1歳6か月児健診受診日/3歳児健診健診結果_3歳児健診受診日	●		◆	◆	◆
	4 3~4か月児健診アンケート_ (出来事) 家に残して外出/1歳6か月児健診アンケート_ (出来事) 家に残して外出/3歳児健診アンケート_ (出来事) 家に残して外出	◆				
	5 3~4か月児健診アンケート_ (出来事) 長時間食事を与えなかった/1歳6か月児健診アンケート_ (出来事) 長時間食事を与えなかった/3歳児健診アンケート_ (出来事) 長時間食事を与えなかった	◆				
	6 3~4か月児健診アンケート_ (出来事) 子どもの口をふさいだ/1歳6か月児健診アンケート_ (出来事) 子どもの口をふさいだ	●	◆			
	7 3~4か月児健診アンケート_ (出来事) 子どもを激しく揺さぶった/1歳6か月児健診アンケート_ (出来事) 子どもを激しく揺さぶった					
	8 1歳6か月児健診結果_パーセンタイル値 (体重) /3歳児健診健診結果_パーセンタイル値 (体重) /児童生徒健康診断票情報_健康診断_体重				◆	
	9 精神障害者保健福祉手帳情報_主たる精神障害コード	●		-	●	◆
	10 障害児支援申請決定情報_受給者証番号	●		◆	●	◆
	11 出欠の記録_欠席日数	●		◆	●	-
	12 遅刻日数		-	◆	◆	●
	13 学校等でのアンケート・セルフメンタルチェック等の判定結果	◆	-	-		◆
保護者・家庭	14 妊婦健診結果_受診日		◆			
	15 産婦健診結果_ EPDS評価点数	●	-		◆	
	16 身体障害者手帳情報_資格状態コード/療育手帳情報_資格状態コード/精神障害者保健福祉手帳情報_資格状態コード	●		●	●	●
	17 (生活保護) 決定個人情報_開始年月日	●			-	●
	18 (児童扶養手当) 支給情報_支給区分	●			-	●
令和5年度の実証事業で困難類型と相関性があると考えられたデータ項目		虐待 (7) **	産後うつ (2)	発達障がい (3)	貧困 (4)	不登校 (5)
19 虫歯の数					◆	
20 母親の喫煙	●					

※データ利用状況により集計できる団体が少ないデータ項目もあり、あくまで本年度実証団体での結果であることに留意が必要

2. 実証の取組整理／課題・示唆

本実証においては、妊娠届や乳幼児・産婦健診、児童手当や就学援助といった各種手当のデータについて、虐待、産後うつとの関連性が確認できた。

困難の類型と関連性が確認された基本連携データ項目以外のデータ項目（例）

青字下線：標準化データ

困難の類型	関連性が確認されたデータ項目の例	
虐待	住民基本台帳関連	・世帯人数、世帯未就学児数、転入歴、外国籍家族
	妊娠届関連	・疾病治療中、精神疾患、経済的困難、妊娠届アンケートQ2（妊娠出産への心配・不安）、Q7（困窮、経済的不安）、Q9（心の状態）、Q10（精神科等受診歴）
	要支援妊婦	・世帯の要支援妊婦有無
	新生児訪問関連	・ 訪問結果（助言、経過）
	EPDS関連	・ EPDS（エジンバラ産後うつ病問診票）9点以上、Q10（自傷思考）
	乳幼児健診関連	・ 保健師支援の必要性 、身体面課題、データ自体の欠損、 育児相談あり
	健やか親子21事業関連	・アンケート回答（父親の育児参加なし、父親の喫煙）
	療育手帳関連	・ 療育手帳所持
	生活保護関連	・世帯の生活保護受給者数
	児童手当	・児童手当受給者（扶養親族等数・児童数）
	特別児童扶養手当関連	・ 特別児童扶養手当受給世帯
	医療費助成関連	・ひとり親向け医療費助成受給、乳幼児向け医療費助成受給、ひとり親医療費受給者異動事由
	障害児支援受給関連	・障害児支援受給者証発行歴
	就学援助関連	・ 就学援助受給
学校関連	・スクリーニングシートにおけるリスク所見（発達・服装・遅刻）	
産後うつ	住民基本台帳関連	・世帯人数
	妊娠届関連	・外国籍、疾病治療中、精神疾患、経済的不安、妊娠届アンケートQ12（子育てに対する困難感）
	産婦健診	・血圧
	要対協関連	・要支援要保護こども数

※団体間で類似のデータ項目はまとめて記載。

※p値≦0.05かつ、「抽出群かつ該当」の実測値が期待値より大きい。

※先行研究等で蓋然性が高いと認められているか、別途調査が必要である。

2. 実証の取組整理／課題・示唆

本実証においては、発達障がい、貧困、不登校と就学援助や介護状況、乳幼児健診等の関連性が確認された。

困難の類型と関連性が確認された基本連携データ項目以外のデータ項目（例）

青字下線：標準化データ

困難の類型	関連性が確認されたデータ項目の例	
発達障がい	特別支援関連	・ 特別支援学級在籍 、特別支援教育就学奨励費申請
	身体障害者手帳	・ 障害等級
	乳幼児健診関連	・ 心理相談あり 、 カウプ指数 、 肥満度判定 、疾病分類、
貧困	住民基本台帳関連	・ 年齢、世帯未就学児数、外国人児童、 DVフラグ
	就学援助関連	・ 就学援助受給
	医療費助成関連	・ ひとり親向け医療費助成受給、対象区分
	児童手当関連	・ 児童手当受給 、児童手当受給者（扶養親族等数・児童数）、 被用区分
	障害者手帳関連	・ 療育手帳（障害程度） 、 精神障害者保健福祉手帳（障害程度）
	産婦健診関連	・ ボンディング点数
	介護関連	・ 父母の要介護認定
不登校	住民基本台帳関連	・ 月齢
	就学援助関連	・ 就学援助受給
	SDQ（こどもの強さと困難さアンケート）関連	・ Q11（頭がいたい、お腹がいたい、気持ちが悪いなどと、よくうたえる）該当、Q12（心配ごとが多く、いつも不安なようだ）該当、Q25（自分からすすんでよく他人を手伝う（親・先生・子どもたちなど））非該当
	要対協関連	・ 要支援要保護子ども数
	乳幼児健診関連	・ カウプ指数 、 身長

※団体間で類似のデータ項目はまとめて記載。

※p値≦0.05かつ、「抽出群かつ該当」の実測値が期待値より大きい。

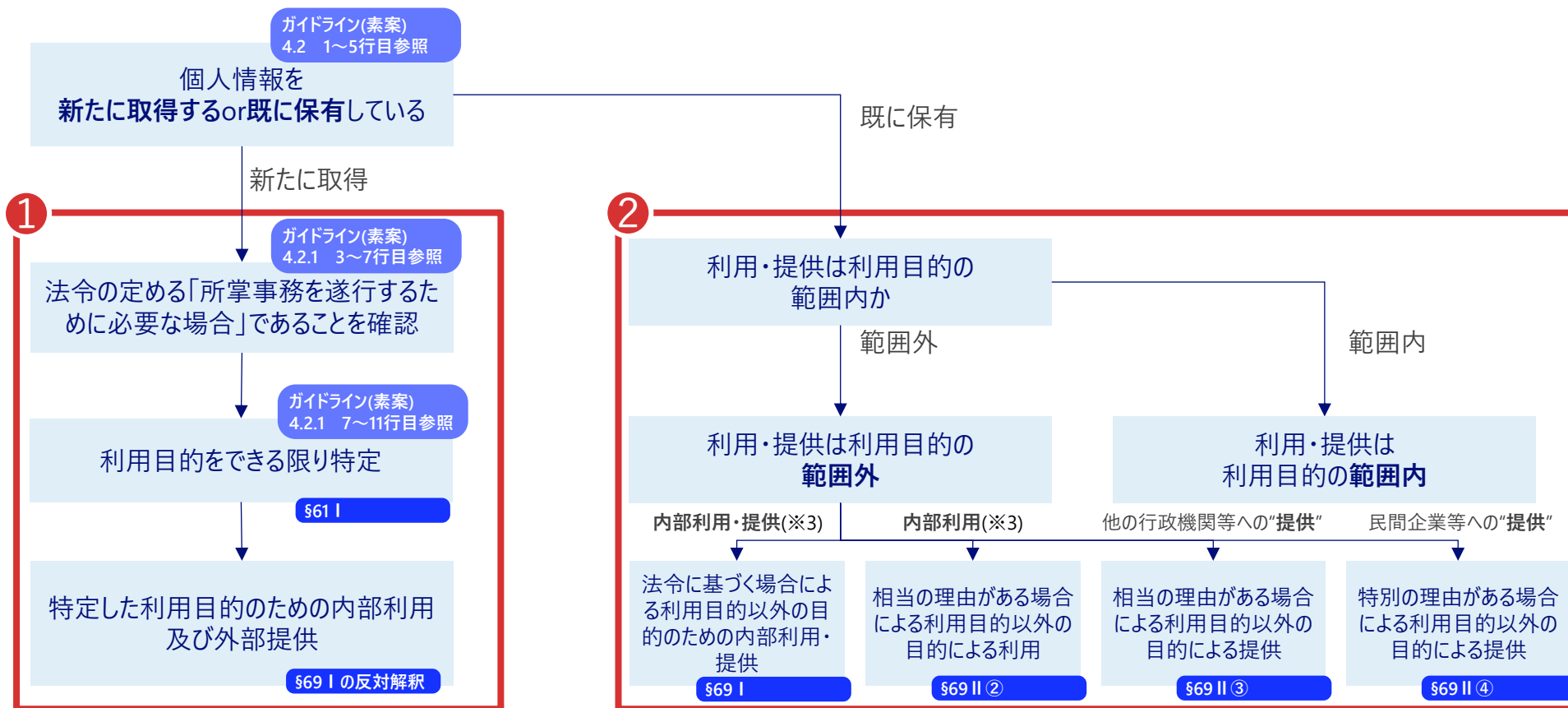
※先行研究等で蓋然性が高いと認められているか、別途調査が必要である。

2. 実証の取組整理／課題・示唆

2.2 団体における個人情報の取扱いの整理

■ 本事業において団体における個人情報の取扱いの整理の流れを以下に図示する。

- 整理を行う主体は“新たに取得”(※1)と“既に保有”(※2)の利用に分けて整理することから着手する必要がある。
- 扱う個人情報の多くは既存の利用目的にデータ連携の取り組みが含まれないため、目的外利用の整理が必要となる見込み。



※1：新たに住民から取得するケース、組織外が保有するデータを新たに受領するケースを含む

※2：組織内に保有しているデータを対象とする

※3：地方公共団体の機関内部を指す

2. 実証の取組整理／課題・示唆

2.2 団体における個人情報の取扱いの整理

■ 利用目的の特定について

- 実証団体の中には、こどもデータ連携を踏まえた利用目的を新たに特定し個人情報ファイル簿を公開した上で、データを取得するケースが見られた。
- 既に保有する個人情報を取扱う場合においては、目的外利用として整理する団体が多く見られた。
 - ・ データ保有主体が保有する既存のデータの多くは利用目的に「データ連携事業での利用」が含まれていないため。
 - ・ “利用目的の変更”は対応が難しいとの判断がされたため。

各団体事例

- 個人情報を“新たに取得”する場合①
 - ✓ 新規に住民からデータを取得するケースも事例としては存在するが、数は少ない
 - ✓ 多くの団体において、組織外からデータを取得しているケースが見られた
 - ✓ 利用目的の特定のため、個人情報ファイル簿を公開している団体も複数存在し、公開後に収集したデータは目的内利用として取扱いをしている
- 個人情報を“既に保有”している場合②、利用目的の範囲内
 - ✓ 総括管理主体の一部として位置づけられている組織が保有するデータを利用する際に本整理方針とした事例は存在する
 - ✓ 自治体独自の条例を制定する事例も見られた
- 個人情報を“既に保有”している場合②、利用目的の範囲外
 - ✓ 取得したデータを扱う際には多くの自治体にて整理されているパターンであり、自治体作成の成果報告書を参照

2. 実証の取組整理／課題・示唆

2.2 団体における個人情報の取扱いの整理

- 総括管理主体にとって、個人情報を取扱うために“収集”するプロセスでは前頁までの整理を実施いただく必要がある。
- 他方、“分析”や“活用”で取り扱う個人情報を提供する際には改めて以下の観点を含んだ取扱いの整理が必要となる。
 - どの主体向け（同じ部局内／他の部局／業務委託先／外部団体）
 - どんな状態の情報（例：個人情報そのもの／提供先の主体は個人を特定できないように加工した情報／統計加工処理した情報）
 - どういう取扱いの整理（例：目的内／§69. II .②／ §69. II .③／ §69. II .④）
 ※“収集”の際に利用目的を特定しておくことで、以降収集したデータに関しては目的内利用のもと取り扱うことが可能となる。

総括管理主体における個人情報を提供する際の整理分類事例

		総括管理主体から見た分析/活用主体の位置づけ			
		同じ部局内	他の部局	業務委託先	外部団体
データ分析	データ分析	扱う情報は“個人情報” 取扱いの整理としては“目的内”または“§69. II .②”	該当の事例なし	扱う情報は“個人情報”または“個人を特定できない加工をした情報”または“統計加工処理した情報” 取扱いの整理としては “目的内”または“§69. II .②”または“§69. II .④” ※委託先は総括管理主体と一体と見做す前提	扱う情報は“個人情報”または“個人を特定できない加工をした情報”または“統計加工処理した情報” 取扱いの整理としては “§69. II .③”または“§69. II .④”
	データ活用時	扱う情報は“個人情報”または“個人を特定できない加工をした情報” 取扱いの整理としては“目的内”または“§69. II .②”	扱う情報は“個人情報”または“個人を特定できない加工をした情報” 取扱いの整理としては “§69. II .③”	該当の事例なし	扱う情報は“個人情報”または“個人を特定できない加工をした情報” 取扱いの整理としては “§69. II .③”

2. 実証の取組整理／課題・示唆

事例から見る本事業におけるセキュリティ項目対応状況整理

- 実証事業を進めるうえで推進の軸となる法的整理、体制面、システム面については多くの自治体が検討/実装済。
- 他方、本事業を持続的に行うとなった際に必要となるデータライフサイクルや自己点検の検討は劣後している状況と思料。
- 事業継続に向けては、下表にある各団体の実施事例を参考に未対応項目についてご検討/対応いただくことを推奨。

◎：実証段階において多くの自治体が検討/実装済 ○：数件の自治体で検討/実装済 △：実装するうえで課題が存在（優先度劣後）

#	項目	関連ヒアリングシート観点	実施事例	残検討事項
1	法的整理	法令・ポリシー	<ul style="list-style-type: none"> データの収集・分析・活用時において「目的外利用」とする法的整理 外部委託先における対応事項の契約書への明記 実証事業ガイドライン（素案）に準拠した実証事業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の永続的な利用に向けた法的整理（利用目的の変更、等） 住民向け周知の手法検討/実施
2	組織体制	体制	<ul style="list-style-type: none"> 職員向けセキュリティ研修を実施 データ保有・管理・活用主体を明確に設置 	<ul style="list-style-type: none"> 外部有識者への照会の実施/連絡パスの確保
3	システム設計	データ収集 データ保存 データ利用 データ削除 リスクと対策	<ul style="list-style-type: none"> データへのアクセスが可能な端末を限定する通信制限の実施 セキュリティ評価制度(ISMAP)に基づいて安全性の評価を受けたクラウドサービスにてデータを保管 システムのアクセスログの収集、監視による不正アクセス対策 	<ul style="list-style-type: none"> アカウント追加・削除等の定期棚卸ルールの策定
4	データライフサイクル/管理	データ収集 データ保存 データ利用 データ削除 リスクと対策	<ul style="list-style-type: none"> 取扱うデータ項目の一覧化、用途の明確化 データへのアクセスが可能な職員や実証関係者の整理 個人情報ファイル簿の作成、HPでの公開 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報におけるマスキング箇所や方針の整理 データ削除タイミングの検討 個人データの管理・更新タイミングの検討（成長に伴う個人データの更新、等）
5	プライバシーガバナンス	プライバシー	<ul style="list-style-type: none"> 総括管理主体をプライバシー保護責任者とする、プライバシー保護組織の設置 自治体の条例に基づくデータ提供元や住民からの各種請求（開示・訂正・利用停止）対応の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 第三者組織によるプライバシー評価の実施
6	自己点検/監査	監査	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護に関する事務を所掌する課が作成した基準による自己点検や監査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 本実証独自の基準による定期監査の検討/実施

2.3 各こどもデータ連携システム構築場所におけるデータ保有元ネットワーク(NW)別の事例・特徴

データ保有元システムとこどもデータ連携システムが接続されているNWの違いにより、データ保有元システムからこどもデータ連携システムへのデータ連携方法が異なる。そのため、こどもデータ連携システムの構築場所を決定する際は、各NWとの連携方法を事前に把握することが重要である。実証事業において自治体が採用した構成とその特徴を下表に示す。

システム構築場所	データ保有元 (NW)	事例・特徴	青文字箇所：特徴
マイナンバー利用事務系NW	マイナンバー利用事務系	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバー利用事務系NW内でデータ連携が完結するため、マスキングが不要となる場合がある。※分析環境等の他の条件を含め判断することとなる。 中継サーバ等を介し、マイナンバー利用事務系NW上のシステムの保有データを自動連携することが可能となる。(令和5年度) 	
	校務系	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、マイナンバー利用事務系NW上のシステムは外部NW上のシステムと直接接続することはできない。そのため、校務系NW上のシステムからのデータ連携は媒体連携としている。 	
LGWAN接続系NW	マイナンバー利用事務系	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、マイナンバー利用事務系NW上のシステムは外部NW上のシステムと直接接続することはできない。そのため、マイナンバー利用事務系からのデータ連携は媒体連携としている。 	
	LGWAN接続系	<ul style="list-style-type: none"> 本庁内のLGWAN接続端末からシステム連携する。(令和5年度) 	
	校務系	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、LGWAN接続系のシステムは外部NW上のシステムと直接接続することはできない。そのため、校務系NWからのデータ連携は媒体連携としている。 校務系NW上のシステムが保有するデータをサーバに連携し、ファイル無害化システムにより安全化処置を行ったうえで、特定の接続に限定したLGWAN系接続NW上のシステムに連携する。 	
校務系NW	マイナンバー利用事務系	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、マイナンバー利用事務系NW上のシステムは外部NW上のシステムと直接接続することはできない。そのため、マイナンバー利用事務系からのデータ連携は媒体連携としている。 	
	校務系	<ul style="list-style-type: none"> 同じNW上の校務支援システムのデータを自動連携することが可能となる。 	
スタンドアロン環境	マイナンバー利用事務系	<ul style="list-style-type: none"> 職員が独立した共有ストレージにCSV連携し、共有ストレージからシステムにCSV連携する。 	
	校務系	<ul style="list-style-type: none"> 職員が独立した共有ストレージにCSV連携し、共有ストレージからシステムにCSV連携する。 	
その他 (インターネット接続系/事業者環境内専用領域等)	マイナンバー利用事務系	<ul style="list-style-type: none"> 特定端末にデータを媒体連携し、特定端末からこどもデータ連携システムに連携する。 セキュアな通信とするため、TLS1.2による通信でパブリッククラウド上のこどもデータ連携システムとCSV連携を行う。 LGWAN-ASPを経由し、パブリッククラウド上のシステムにCSV連携する。(令和5年度) 	
	LGWAN接続系	<ul style="list-style-type: none"> 特定端末にデータを媒体連携し、特定端末からこどもデータ連携システムに連携する。 	
	校務系	<ul style="list-style-type: none"> セキュアな通信とするため、TLS1.2による通信でパブリッククラウド上のこどもデータ連携システムとCSV連携を行う。 LGWAN-ASPを経由し、パブリッククラウド上のシステムにCSV連携する。(令和5年度) 	

※システム構築場所とデータ保有元の組合せについて、事例がないパターンは記載していない。

各こどもデータ連携システム構築場所における活用主体別の事例・特徴

こどもデータ連携システムが接続されているNWと活用主体（こどもデータ連携システムでの判定結果等を支援のために活用する主体）の違いにより、活用主体からこどもデータ連携システムへの接続方法が異なる。そのため、こどもデータ連携システムの構築場所を決定する際は、各活用主体の採りうる接続方法を事前に把握することが重要である。実証事業において自治体が採用した構成とその特徴を下表に示す。

システム構築場所	活用主体	事例・特徴	青文字箇所：特徴
マイナンバー利用事務系NW	本庁職員	<ul style="list-style-type: none"> 本庁内のマイナンバー利用事務系NW接続端末からシステムへの接続が可能である。マイナンバー利用事務系のデータについてマスキング無しで閲覧が可能となる場合がある。 	
	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、外部からマイナンバー利用事務系NW上のシステムへ直接接続することはできない。そのため、福祉部局の職員がシステムの結果等を確認し、必要な情報を教育委員会に提供した。 	
	その他関係機関	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバー利用事務系NW上のシステムから特定通信でタブレット端末に閉域網で接続し、情報閲覧を可能とした。（令和5年度） 	
LGWAN接続系NW	本庁職員	<ul style="list-style-type: none"> 本庁内のLGWAN接続系端末からシステムへ接続する。（令和5年度） 	
	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会内のLGWAN接続系専用端末からシステムへ接続する。 	
校務系NW	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会内の校務系接続専用端末からシステムへ接続する。 	
スタンドアロン環境	本庁職員	<ul style="list-style-type: none"> 本庁の専用端末からシステムへ接続 	
その他（インターネット接続系/事業者環境内専用領域等）	本庁職員	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の専用領域に構築されたシステムに対し、本庁内のインターネット接続系端末からIPsec接続する。 パブリッククラウド上に構築されたシステム（SaaS）に対し、インターネット接続端末から接続する。 パブリッククラウド上の閉域網に構築されたシステムに対し、特定端末から接続する。 	
	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> パブリッククラウド上に構築されたこどもデータ連携システムに対し、インターネット接続系端末から接続する。 	
	その他関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の専用領域に構築されたこどもデータ連携システムに対し、外部団体の端末からIPsec接続する。 	

※システム構築場所と活用主体の組合せについて、事例がないパターンは記載していない。

2. 実証の取組整理／課題・示唆

2.4 名寄せ・データ連携等で生じた課題と対処法

本実証において生じた課題と対処法、長期的な課題を下表に示す。

実証にあたっての課題		
データレイアウトの変換	実施主体	各所管のデータに対して、データレイアウトの変換が必要な状態であった。 →各所管に変換を依頼するのではなく、元のデータレイアウトのまま受領し、本実証実施主体側で変換を行うことでデータのズレ・ミスが少なくなった。
データクレンジング	実施方針	保有するデータに欠損等があった場合、次のような方針で対応した。 →①データの保有期間に差がある場合、基本的には保有期間が一番短いものに合わせること。 ②年度切り替え等でデータレイアウトの変更があった場合、基本的には変更前のものは使用しないこと。
名寄せ	結合キーの付与	校務支援システムのデータは宛名番号を保持しておらず、他のデータ項目との名寄せのため事前準備が必要であった。 →基本4情報及び学齢簿情報等で突合することで宛名番号を付与し、マイナンバー利用事務系システムとの名寄せを可能とした。
	一意ではない宛名番号への対応	一度市外に転出し、再度市内に転入すると同一人物であっても宛名番号が異なる仕様であったため、住民基本台帳システムにおいて宛名番号が一意ではないが、同一人物と想定される対象者を特定する必要があった。 →基本4情報をもとに同一人物と想定されるリストを作成し、名寄せを実施した。
長期的な運用を見据えた課題		
データ選定	自治体内部の適切な体制づくり	現在、データ保有課すべてに業務依頼を直接出せる体制が整備されておらず、事前のデータ確認が不十分なまま選定を行った結果、有効なデータ連携が困難となった。適切な選定を行うため、該当する課全てに対して業務依頼を直接出すことができる体制作りや業務依頼フローの簡略化、データ確認手順の整備等が必要である。
データ形式の変換等	データ準備の工数削減	データ抽出、形式変換、名寄せなどデータ準備にかかる作業工数が非常に大きく、現状の方法では本格運用には耐えられない恐れがある。国が推進する自治体システム標準化や教育データ標準の動向を踏まえ、これらの標準化されたデータを効果的に活用する等により作業工数の削減を図り、効率的かつ持続可能な運用とする必要がある。
名寄せ	結合キーの付与	妊娠届及び新生児訪問台帳は世帯番号を保持しておらず、住民基本台帳を通じてデータ結合しなければならなかった。 →今年度から現行システムの妊娠届及び新生児訪問台帳に世帯番号を追加し、直接的なデータ結合を可能とした。
	自動化・実施主体の検討	今年度は自治体職員の作業を参画事業者がサポートする形で、手作業での名寄せを実施した。来年度以降は、名寄せの自動化を検討するとともに、手作業を継続する場合は実施主体を明確化する必要がある。
標準化対応	自動連携の検討	次年度に自治体システム標準化を控えており、今年度に基幹系システムとの自動連携の仕組みを構築しても1年足らずしか利用できないため、今年度は見送りとした。次年度以降標準化されたデータ項目の自動連携について検討する。

2.5 基本連携データ項目の利用状況

- 本実証事業では、「こどもデータ連携ガイドライン（素案）」（令和6年3月）で定義された「基本連携データ項目」及び今年度検証予定の項目（下表№19,20）を利用した検証を実施する。基本連携データ項目の利用状況は下表のとおりである（令和7年2月6日時点）。
- 利用団体数が半数以下となった項目が3つあり、これらは利用に際しての課題がある基本連携データ項目と言える。

№	基本連携データ項目	利用 団体数	№	基本連携データ項目	利用 団体数
1	要対協のケース進行管理台帳_（こども氏名）	7	9	精神障害者保健福祉手帳情報_主たる精神障害コード	8
2	一時保護児童票_（こども氏名）	4	10	障害児支援申請決定情報_受給者証番号	7
3	3～4か月児健診結果_健診受診日/1歳6か月児健診結果_1歳6か月児健診受診日/3歳児健診健診結果_3歳児健診受診日	8	11	出欠の記録_欠席日数	8
4	3～4か月児健診アンケート_（出来事）家に残して外出/1歳6か月児健診アンケート_（出来事）家に残して外出/3歳児健診アンケート_（出来事）家に残して外出	7	12	遅刻日数	6
5	3～4か月児健診アンケート_（出来事）長時間食事を与えなかった/1歳6か月児健診アンケート_（出来事）長時間食事を与えなかった/3歳児健診アンケート_（出来事）長時間食事を与えなかった	7	13	学校等でのアンケート・セルフメンタルチェック等の判定結果	3
6	3～4か月児健診アンケート_（出来事）子どもの口をふさいだ/1歳6か月児健診アンケート_（出来事）子どもの口をふさいだ	7	14	妊婦健診結果_受診日	5
7	3～4か月児健診アンケート_（出来事）子どもを激しく揺さぶった/1歳6か月児健診アンケート_（出来事）子どもを激しく揺さぶった	7	15	産婦健診結果_ EPDS評価点数	7
8	1歳6か月児健診結果_パーセントイル値（体重）/3歳児健診健診結果_パーセントイル値（体重）/児童生徒健康診断票情報_健康診断_体重	6	16	身体障害者手帳情報_資格状態コード/療育手帳情報_資格状態コード/精神障害者保健福祉手帳情報_資格状態コード	8
			17	（生活保護）決定個人情報_開始年月日	8
			18	（児童扶養手当）支給情報_支給区分	8
			19	虫歯の数 ※	6
			20	母親の喫煙（妊産婦健診時アンケート等） ※	6

利用団体数5以下の項目を抽出

※今年度検証予定の項目

№	基本連携データ項目	利用不可である原因 ()内は団体数	
2	一時保護児童票_（こども氏名）	<ul style="list-style-type: none"> 実証主体外からのデータ提供(4) データの加工・変換(1) 使用不要と判断(1) 	<ul style="list-style-type: none"> 本実証主体外が所管のデータ項目であり、本実証のためのデータ提供が困難である（県の管轄等） 経過記録の一部として電子記録されているが、1件ずつ内容を確認し、加工してデータ項目として保有する必要がある。
13	学校等でのアンケート・セルフメンタルチェック等の判定結果	<ul style="list-style-type: none"> データの不保持(5) 使用不要と判断(2) 	<ul style="list-style-type: none"> データを保有していない（アンケートを実施していない/アンケートから心身の不調や希死念慮を測れない等）。 対象の類型（産後うつ）に対する分析には不要と判断。
14	妊婦健診結果_受診日	<ul style="list-style-type: none"> データ加工・変換(3) 使用不要と判断(2) 	<ul style="list-style-type: none"> 母親のデータと子どものデータを突合する処理が必要となり、予算等の都合で本実証では使用しないこととした。 妊婦健診の未受診者がおらず、本データを分析に使用するのは不適と判断した。

2. 実証の取組整理／課題・示唆

2.5 基本連携データ項目の利用状況

- 基本連携データ項目が利用不可となった原因のうち、主な原因とそれに対する方針検討案を下表に記載する。
- 「実証主体外からのデータ提供」「データの不保持」については、将来的にデータを取得・保有することを可能とするための方針を検討する。
- 一方で「データ数の不足」「データの電子化」については、工夫次第で本実証内においても利用可能となるため、そのための方針を検討する。

基本連携データ項目が利用できない理由／利用可能とするための方針

#	基本連携データ項目が利用不可である理由	具体例	利用可能とするための検討方針案
1	実証主体外からのデータ提供	<p>【№2一時保護児童票】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所がデータを保有している。 <p>【№9精神障害者福祉保健手帳情報_主たる精神障害コード】</p> <ul style="list-style-type: none"> 財務関連システムでデータを保有している。機微情報であり、町財務システムとの関連事項は連携しない想定である。 	<ul style="list-style-type: none"> 外部機関及び自治体内の実証主体外課室のデータを利用するための法的整理が必要となる。 p.15-17「①団体における個人情報の取扱いの整理」を参照のこと。
2	データ数の不足	<p>【№12遅刻日数】【№19虫歯の数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度分以降のデータのみ存在し、データ件数が少ないため現時点でリスク分析には使用していない。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度実証団体では、ある時点以降のデータのみが存在するとき、所有するデータで分析可能な対象でのみ利用する場合があった。（例：小学6年生以上の対象のデータはないため分析に用いないが、小学5年生以下の対象の分析には用いる。）
3	データの不保持	<p>【№8 1歳6か月児健診結果_パーセントイル値（体重）/3歳児健診健診結果_パーセントイル値（体重）/児童生徒健康診断票情報_健康診断_体重】</p> <ul style="list-style-type: none"> システム上でパーセントイル値の集計を実施していない。 データを保有していない。 	<ul style="list-style-type: none"> 健康管理システム標準仕様書の管理項目に「パーセントイル値（体重）」が存在するため、標準化後の自治体はデータを保有することとなる。 文部科学省教育データ標準4.0（活動情報）のデータ項目に「体重_Kg」が存在するため、教育データ標準に準拠したシステムを導入した自治体は保有することとなる。
4	データの加工・変換	<p>【№15産婦健診結果_EPDS評価点数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価点数データを管理していない。紙媒体で管理している。 	<ul style="list-style-type: none"> 紙媒体のデータの電子化のため、令和5年度実証団体ではOCRを活用した場合があった。枠外の文字や改行位置により正しく読み取れなかった場合は人の目で確認する等の必要はあるが、効率的に電子化する一つの方法である。

2. 実証の取組整理／課題・示唆

2.6 基本連携データ項目を活用した抽出方法（優先順位付け）

- 基本連携データ項目を活用した抽出方法として、データ項目の該当数の多寡で判断するケースや、政策目的（取り組む困難類型）に応じて重みづけを行うケース等が確認された。
- 重みづけの判断基準としては、支援実施主体の知見や先行研究等既存の知見を活用するケースや、データ分析の結果を活用するケースが確認された。

基本連携データ項目※を活用した抽出方法（優先順位付け）の整理

※う蝕の有無など昨年度の実証事業において関連性が高いと認められたデータ項目含む。

抽出方法 (重みづけ有無)	抽出方法の判断基準		概要	特徴	留意点	
データ項目の 該当数の多寡 重みづけ無	-		<ul style="list-style-type: none"> データ項目の該当数が多い順に支援対象者を選出。 データ分析を行う前のスクリーニングとして活用することも可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 困難類型を指定することなく支援を検討することが可能。 統計的な専門知識知識等がなくとも理解しやすく、関係各所への説明がしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 抽出人数が多くなりすぎる場合に、業務で対応可能な規模の潜在層を抽出することが難しい。 	
特定項目への 重みづけのうえ での合計値 重みづけ有	既存の知見	支援実施主体から得た知見	<ul style="list-style-type: none"> 行政職員、学校教員、保健師等の意見 	<ul style="list-style-type: none"> 支援対象者となりうるこどもや家庭に普段接している人から得た意見をもとに、データ項目の重みづけを決定。 	<ul style="list-style-type: none"> 定量的なデータとして取得されていなかった暗黙知を可視化し、反映させることができる。 支援現場の納得感が得やすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援現場の人の主観を完全に除くことはできないため、データ項目の重みづけについて、関係各課で情報共有しながら慎重に決定する必要がある。
		他の事例から得た知見	<ul style="list-style-type: none"> 先行研究の結果 専門家の意見 他自治体のロジックの活用 	<ul style="list-style-type: none"> 他の先行研究や他団体での事例で検証された情報をもとに、データ項目の重みづけを決定。 	<ul style="list-style-type: none"> ある程度信頼性が担保されたロジックをコストをかけずに利用することが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 先行ケースを参考とする場合、困難類型の定義が異なるなど、自治体固有の状況に応じて調整を行う必要がある。
	データ分析	統計分析・機械学習/AI※	<ul style="list-style-type: none"> ロジスティック回帰分析 決定木分析 Wide Learning 	<ul style="list-style-type: none"> 要対協や児童相談所など既存の支援対象者の情報を正解データとして、学習・モデリング（重みづけ係数の決定）を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該自治体におけるデータ項目の重要度を定量的に可視化することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 正解データが少ない場合に、十分な精度のモデルを生成することが困難。 既存の支援対象者の情報にて困難の類型が管理されていない場合、学習に用いるデータセットの更新をするために職員による判断が必要となる。

※AIによる分析を行う場合、今後の人による絞り込みや支援の実施に繋げるために、判断理由とした項目とその重みづけが分かる手法を用いる。

2. 実証の取組整理／課題・示唆

2.7 人の目による支援等の必要性の確認

- 人の目による絞り込みにおいて、システムによる判定結果のほか、追加的に収集・確認する情報として、困難類型別に下表のとおり確認された。下表は、情報の保有先ごとに主要な情報を整理している。

	首長部局 福祉部局、保健部局等	教育委員会 学校等	その他 保育所、医療機関、NPO等
虐待	<ul style="list-style-type: none"> 訪問記録（赤ちゃん訪問等） 市で実施している相談事業における記録 アセスメントデータ 	<ul style="list-style-type: none"> 教員が保有する情報（現況情報、ケース会議情報等） SSWが保有する情報（支援履歴等） 	<ul style="list-style-type: none"> 児童が所属する団体（保育所など）で把握している現況の情報
貧困	<ul style="list-style-type: none"> 過去の自治体への相談・対応記録 きょうだい児の相談記録 健診後のフォローアップ対象の該当有無 	<ul style="list-style-type: none"> 教員が保有する情報（現況情報、ケース会議情報等） 	<ul style="list-style-type: none"> —
ヤングケアラー	<ul style="list-style-type: none"> 過去の自治体への相談・対応記録 きょうだい児の相談記録 健診後のフォローアップ対象の該当有無 	<ul style="list-style-type: none"> 教員が保有する情報（現況情報、ケース会議情報等） 	<ul style="list-style-type: none"> —
産後うつ	<ul style="list-style-type: none"> 過去の自治体への相談・対応記録 きょうだいのカルテ 妊娠届提出時にヒアリングした内容 	<ul style="list-style-type: none"> — 	<ul style="list-style-type: none"> —
発達障がい	<ul style="list-style-type: none"> 健診後のフォローアップ対象の該当有無 障害児サービス利用有無 過去のリスク判定結果 	<ul style="list-style-type: none"> 教員が保有する情報（日頃の様子/集団適応力/学力/人間関係等） 	<ul style="list-style-type: none"> —
不登校	<ul style="list-style-type: none"> 過去の自治体への相談・対応記録 きょうだい児の相談記録 予防接種歴 	<ul style="list-style-type: none"> 教員が保有する情報（家庭環境、学力、友人関係等） 	<ul style="list-style-type: none"> —
その他 いじめ、引きこもり、問題行動等	<ul style="list-style-type: none"> 保健師が保有する情報（過去の虐待履歴、家庭環境の情報（家族構成、人間関係、経済状況）） 	<ul style="list-style-type: none"> 教員が保有する情報（現況情報等） SSWが保有する情報（支援履歴、学校との関係性に関する情報） 	<ul style="list-style-type: none"> —

2. 実証の取組整理／課題・示唆

2.8 人の目による支援等の必要性の確認・支援方策の検討

- 本年度実証においては、人の目による支援等の必要性の確認（人による絞り込み）及び、支援方策の検討手法として、“首長部局の日常業務（健診・訪問等）を活用するケース”、“学校の日常業務を活用するケース”、“要対協のケース会議を活用するケース”、“「チーム学校」（学校の教員とSSW等の専門スタッフ）の会議体を活用するケース”、“そのほかのケース”が確認された。

実証団体の人による絞り込みおよび、支援方策の検討手法の整理（1/2）

類型		説明	人による絞り込みの実施主体例	支援方策の検討主体例	特徴（長所）	留意点（短所）
日常業務活用型	首長部局主導型	総括管理主体、もしくは、活用主体である首長部局が健診・訪問などの日常業務を活用し、人による絞り込み及び支援方策の検討を行う手法。	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援部局/児童福祉部局 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援部局/児童福祉部局 	<ul style="list-style-type: none"> 首長部局の日常業務を活用するため、関係主体との調整工数を軽減可能。 日常業務（健診・訪問等）を活用するため、こども・家庭への接点を作りやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 日常業務で接点のない家庭への支援の実施が遅れる可能性あり。 保健師等の担当職員の負担が増加する可能性あり。
	教育委員会主導型	総括管理主体もしくは、活用主体が人による抽出と支援方策の検討を学校教員に委任し、学校教員が日常業務と並行し、人による絞り込み及び支援方策の検討を行う手法。	<ul style="list-style-type: none"> 学校教員 	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉部局と学校教員 学校教員 	<ul style="list-style-type: none"> 対象児童と接点の多い教員の意見を反映した、人による抽出と支援方策の検討が可能。 学校教員と家庭の接点を活用した、支援の接続が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教員の負担増加の可能性あり。 市から学校教員への情報提供時に、教員側に対象児童等に対するスティグマを生む可能性があるため、提供時に留意が必要。 学校別にアセスメントの内容・質に差が生じる可能性あり。
要対協活用型		総括管理主体もしくは、活用主体が人による絞り込みを実施したのち、児童を要対協に登録する。その後、要対協のケース会議にて、支援方策の検討を行う手法。	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援部局/介護福祉部局と専門スタッフ(ケースワーカー等)の会議体 こども家庭センター 要対協のケース会議 	<ul style="list-style-type: none"> 要対協のケース会議 	<ul style="list-style-type: none"> 要対協に登録することで、要対協の枠組みを活用して、関係機関への対象児童の情報共有および、支援方策の検討を円滑に実施することが可能。 様々な専門職の多角的な視点で支援方策の検討が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 要対協で取り扱う対象者が増加するため、要対協の業務負荷が高まる可能性あり。

2. 実証の取組整理／課題・示唆

2.8 人の目による支援等の必要性の確認・支援方策の検討

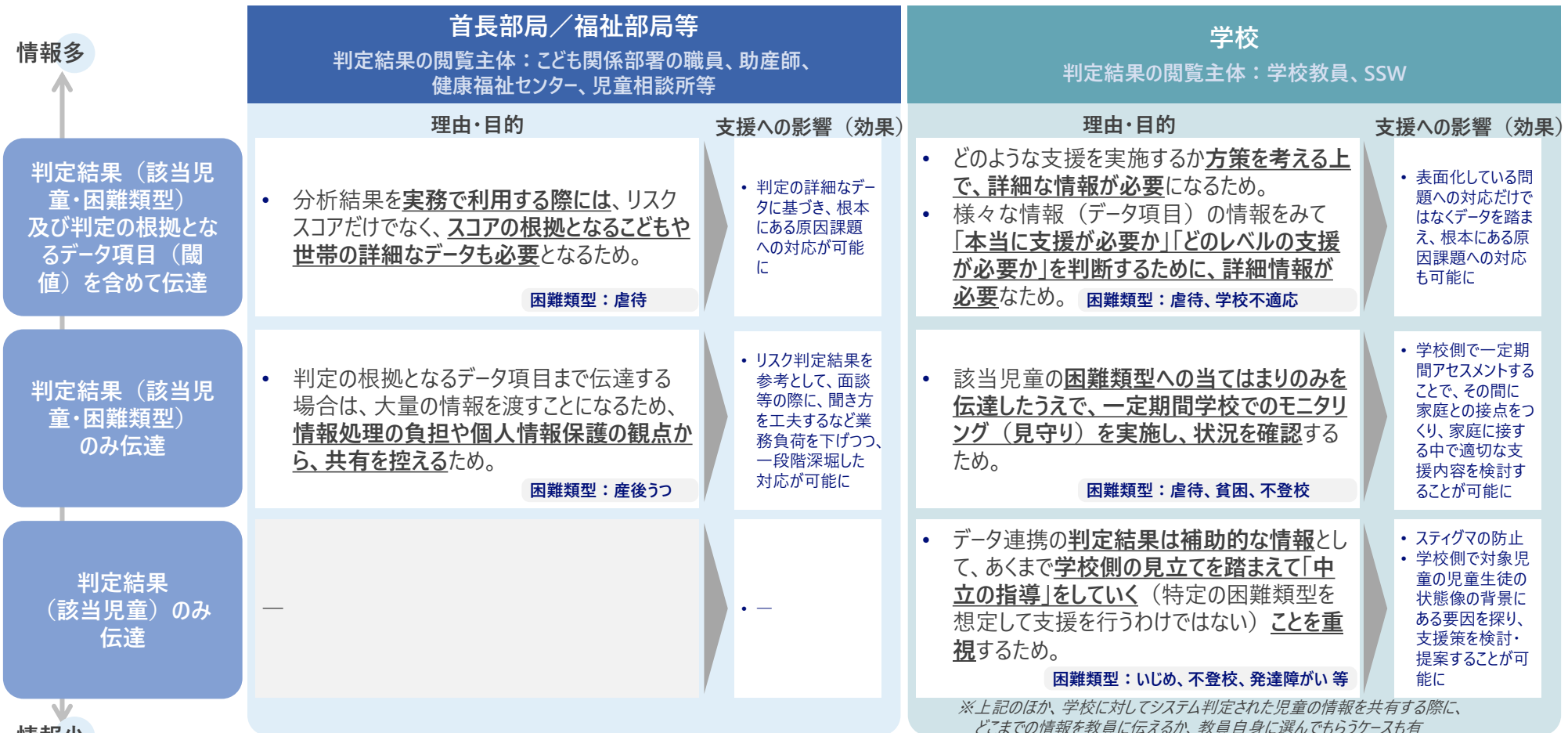
実証団体の人による絞り込みおよび、支援方策の検討手法の整理（2/2）

類型	説明	人による絞り込みの実施主体例	支援方策の検討主体例	特徴（長所）	留意点（短所）
「チーム学校」 活用型	総括管理主体もしくは、活用主体が人による抽出を実施する。その後、学校教員及び、専門スタッフ（SSW等）により構成される会議体により、児童の支援方策の検討を行う手法。	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援部局と教育委員会と専門スタッフ(SSW)の会議体 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教員と専門スタッフ(SSW等)の会議体 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉的な課題を専門とする職員の意見および、対象児童と接点の多い学校教員の意見を反映した支援方策の検討が可能。 教員個人の資質によらない均質的な検討が可能。 学校教員と家庭の接点を活用し、家庭に支援を紹介しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教員及びSSW等の専門スタッフの負担増加の可能性あり。
そのほか	<p>総括管理主体もしくは、活用主体が必要に応じて、関係課・外部機関を巻きこんだ会議体を設定し、人による抽出、支援方策の検討を行う手法。</p> <p>※「日常業務活用型」、「要対協協働型」、「「チーム学校」活用型」に該当する事例は除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉部局 複数主体の会議体（子育て支援部局/児童福祉部局/こども家庭センター/福祉協議会/教育委員会/学校教員等） 	<ul style="list-style-type: none"> 複数主体の会議体（子育て支援部局/児童福祉部局/こども家庭センター/社会福祉協議会/教育委員会/学校教員等） 	<ul style="list-style-type: none"> 関係各課の意見を集約した支援の必要性の判断、支援内容の検討が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報および、プライバシーの観点より、連携先別に、共有するデータ項目に留意する必要がある。 連携先との関係構築が必要。 通常業務に加えて、新たに会議体を構成し、取り組む必要がある。

2.9 支援の実施（判定結果の活用方法）

- 判定や絞り込みの結果を踏まえて、支援実施主体にリスクが高いと判断された児童の情報を伝達する際には、大きく“判定結果及び判定の根拠となるデータ項目（閾値）を含めて伝達するケース”、“判定結果（該当児童・困難類型）のみ伝達するケース”、“判定結果（該当児童）のみ伝達するケース”の3ケースが確認された。
- 上記の差分の背景としては、具体的な支援実施ないしは検討に当たって詳細な情報が必要との理由から判定結果の根拠となるデータ項目まで共有するケースや、他方で、データの判定結果はあくまで補助的な情報とするために支援実施主体において先入観などが生じないように抽出された児童の該当状況のみ伝達するケース等も見られた。

判定結果の活用（伝達）方法及びその理由と支援への影響



2.9 支援の実施

- データ連携により、実際にリスクが顕在化するケースを早期に把握でき迅速な初動対応を実現できたほか、関係機関との情報共有や、行政の支援施策への申請を促すきっかけになるなど、各種効果が見られた。

主な支援の状況／効果・示唆 ※下記では、代表的なケースのポイントをまとめている。

	虐待	貧困	貧困/不登校
判定前の状況	<ul style="list-style-type: none"> 学校側では家庭の経済的課題や養育能力について、問題視していなかった一方で、首長部局では、家庭の状況について気にしていた。(しかし、具体的な虐待のリスクまでは想定していなかった) 	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親であったことから、家庭とは面談を行っていた。 対象児童は問題なく通園等していたため、貧困のリスクまでは認識していなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 「欠席日数」「遅刻日数」が共に多い状況であり、学校へ行かなくなる傾向が見られたが、明確なリスクの認識まではしていなかった。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 要対協登録を行い、首長部局と学校側で情報共有を実施。 学校において継続的に見守りを実施しつつ、都度支援方針を協議。 児童への見守りの中でリスクが顕在化し、児相へ通告。 	<ul style="list-style-type: none"> 過去に対象家庭との接点を持っていた担当のケースワーカーから、地域内でひとり親家庭向けの支援を行っている団体を紹介した。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者へのSSWによる面談 本人への登校支援を紹介・実施。 保護者との面談の中で、今後の目標等も話し合い、継続して支援を実施。
支援後の支援対象の状況・変化	<ul style="list-style-type: none"> その後も、一次保護を継続。その他、見守り対象児童へのアプローチを通じて、学習意欲の向上や学校適応力の向上、学習態度の向上や友人関係の改善といった効果も見られた。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政の給付施策含め、支援を活用。 家庭で直面する困難な事象（貧困等）に限らず、子育ての悩み全般について相談が来るようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> 登校支援の利用意向は確認できなかったもの、支援を紹介したことで前向きな変化がみられた。 保護者を含めて、登校に関する意向を改めて確認することができた。
データ連携による効果・示唆	<ul style="list-style-type: none"> データの連携により事前にリスクを把握できたことにより、リスクのあること・家庭であることを学校等関係者が意識することで実際にリスクの顕在化を早期に把握でき、初動対応を迅速に行うことができた 	<ul style="list-style-type: none"> 判定の結果が対象児童・家庭への調査のきっかけとなり、支援にまでつながった。 保護者と支援機関・者の信頼関係の構築に繋がった。 	<ul style="list-style-type: none"> 見守りを継続しているような児童についても、データ連携をきっかけに更なる支援の実施や、検討につながる。

2.10 データ連携による成果・効果

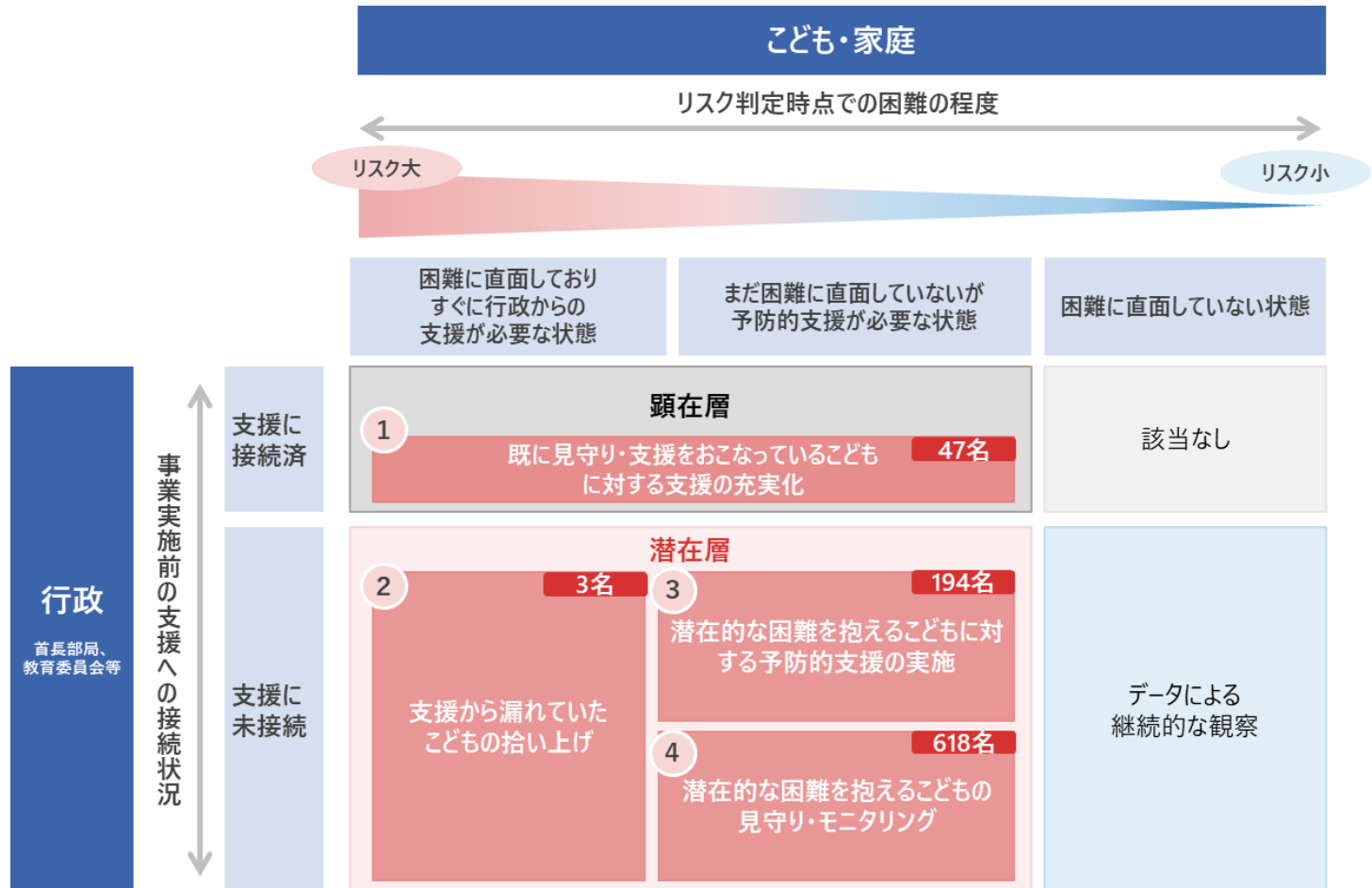
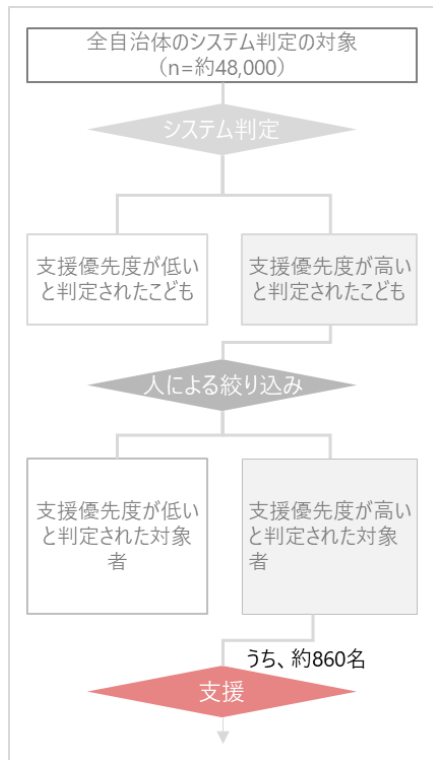
- データ連携により、潜在層への支援の実現のほか、迅速かつ大量の情報の連携を実現でき、職員による見守り・支援の知見の獲得、本業務をきっかけとした他機関との連携強化といった効果が見られた。

実証の主なフェーズそれぞれにおける成果・効果

	データ分析・システム判定	人による絞り込み（アセスメント）	見守り・支援への接続・実施	全体を通した効果
定量的	<ul style="list-style-type: none"> 人の目のみによるリスク検知よりも<u>多くのこども</u>のリスク検知が可能になった。 これまで把握できていなかった<u>関係機関</u>で有する情報を新たに把握することができ、<u>分析作業の効率化</u>につながった。 	<ul style="list-style-type: none"> これまで<u>数日間の期間を要した対象者の絞り込み作業が以前よりも短時間で実施可能</u>となった。 	<ul style="list-style-type: none"> データ連携によりこれまでリスクを検知できていなかった<u>潜在的に支援が必要な家庭・こども</u>を新たに支援に接続できた。 支援方針の検討・<u>支援実施を通じてこれまでよりも多くの支援機関との連携</u>につながり、支援の内容の検討の幅が広がった。 見守り含め、これまで以上にこどもや家庭へアプローチする機会が増えた。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談・通告を受けた際の情報収集に要する時間の減少。 判定の結果をきっかけに、支援の検討や見守りの検討、職員間での話し合いなど、様々な新たなアクションのきっかけにつながる。
定性的	<ul style="list-style-type: none"> <u>大量のデータを一元化したことで、児童の状況を即座に把握</u>できるようになった。 特に、未就学児は、健診等で法的にある種強制的に行政との接点がある一方で、<u>就学児童は学校以外での接点が少なくなるため、データ連携したこどもや家庭の情報自体が有用</u>。 関係者での支援を検討する場等において判定を根拠の一部として活用することでより説明がし易くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> データ連携により、これまで気にならなかった児童も何か潜在的なリスクを抱えている可能性があるという見方・考え方が学校教員の全体に広がった。 同時に、データ連携により、<u>すでに見守り、支援を必要としている児童に対して、より多くの職員で情報共有や話し合いなどが可能</u>になった。 絞り込みの基準ができたことにより、<u>絞り込みを行う担当の心理的な負担軽減、精度の均質化</u>に寄与。 	<ul style="list-style-type: none"> 事前に学校など関係機関と児童に関する情報を共有しておくことにより、<u>実際にリスクが顕在化した場合に、非常に迅速に対応が可能</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たなアセスメントシートの作成、学級担任ヒアリングのスキームの構築により、<u>福祉部局と学校の連携がより一層円滑</u>になった。 相談があったこどもの情報を確認し、<u>人の目で見てデータを複合的に考える考え方・ノウハウが職員の中に共通意識</u>として芽生えた。 データ連携のシステムにより、<u>根拠を持って次のアクションが実施可能</u>に。
副次的効果	<ul style="list-style-type: none"> 職員のデータリテラシー向上 	<ul style="list-style-type: none"> アセスメントにおける負担軽減 判定結果や相談履歴等を事前にインプットして面談等に臨むことで、何を訊くべきか明確になるほか、話をし易くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 健診対象者の相談履歴等をインプットすることにより、<u>効果的な聞き取り・見守りが可能</u>になった。 	<ul style="list-style-type: none"> これまで業務全般において<u>関わりの少なかった部署との連携がし易く</u>なった。 既存の業務全般の遂行にあたっての利便性向上

実証を通じての支援対象者数

- 本実証では、全体で約48,000名がシステムによる判定にかけられ人による絞り込みの結果、約860名が“支援が必要”と判断された。
- そのうち 3名“が早急な対応を実施し、“194名”が潜在的な困難を抱えるこどもに対する予防的支援の実施に接続、“618名”が潜在的な困難を抱えるこどもの見守り・モニタリングに接続された。
- また、既に支援に接続していた“47名”については支援の充実化が実施された。



※1 支援対象者数は、各団体における、アプローチを行った人数と、見守りを行った人数を基に集計している。
 ※2 困難類型ごとの要支援対象人数を集計しているため、集計上一部重複している可能性もある。

2.11 ガイドライン（素案）を踏まえた主な課題や示唆・気づき

- ガイドラインを踏まえた実証を通じての課題や気づきについて、ガイドラインに記載の項目ごとに主要な点を整理している。
- 基本連携データ項目については、一部項目を除き、実証でも多くの団体で利用されており、一定の効果・有用性が確認された。
- 団体の規模や支援主体の実情等に応じた事業の継続に向けた取組が今後の課題として考えられる。

利用するデータ項目



- ✓ **基本連携データ項目については、各団体において多くの項目が利用された。**一方で団体ごとに利用できないデータ項目等もあるため、**どのデータ項目を利用するのかについて事前に検討・調整が必要。**
- ✓ EPDSのように、**単に閾値に該当したか否かだけでなく、点数やその数値の内訳が絞り込みにあたり重要となるデータ項目もある。**
- ✓ 連携するデータ項目や各種閾値の変更の可能性もあるため、**毎年度見直しを行う仕組み・時期を設けるとよいのではないか。**

個人情報の取扱いに係る検討



- ✓ 個人情報の取扱いの整理について、各自治体の条例等を踏まえて判断されるケースもある中で、今後、**より多くのデータ項目を目的内利用と判断できるように取組を進めることは、事業の継続性を高める観点から重要。**
- ✓ データを受領する側としての利用目的の特定等、データ項目ごとに取扱いの整理を検討する必要があるため、**相当の時間を要する。**

こどもデータ連携の仕組みの構築



- ✓ 判定ロジックで予測するだけでなく、**ロジックから得られる知見も含めて、支援の検討等を実施する主体にフィードバックすることで、現場のリスク評価に寄与することが考えられる。**
- ✓ こどもデータ連携の取組に適したソフトウェア（BIツール等）が導入できれば、**新規に取り組みやすいのではないか。**
- ✓ 自治体の規模によっては、**データの名寄せなどはシステム化などせずとも、エクセル等で連携する方が効率的であるケースもある。**

データ準備等



- ✓ **最新のデータを連携する体制や仕組みの構築が必要。**また、**連携したデータがいつ時点のものが表示するなどの工夫も必要か。**
- ✓ データの集計・加工を行わなくても良いように**データフォーマットを統一する必要。**特に、学校が保有する情報については、データフォーマット等が異なるケースも多いため、**統一化が必要か。**
- ✓ データの**自動連携を実施する場合、他のシステムとのデータのやり取りや、個人情報漏洩防止のための環境構築・オペレーションの工夫など検討が必要。**

支援への接続



- ✓ **福祉部局の視点を学校と共有することや、教員間で状況の共有が促進されることで、教員が困難に対する視点を持って児童・生徒に関わるきっかけになる。**福祉と教育の担当者が本事業を機に**定期的な予防・支援について議論することも重要。**
- ✓ 支援に当たっては、**専門的な知見が必要であり教育と福祉との連携強化が不可欠であり、こどもの多様なニーズに応じた支援を提供できる環境を整えることが重要。**特に教員の負担軽減のためにも、**支援機関の確保など支援側のリソースの確保が課題。**

事業効果の評価・分析



- ✓ 教育と福祉など根底にある考え方が違う分野間においては、**共通言語がないために連携の支障となる“壁”ができてしまうことがあるが、本取組によりデータという共通言語によりこの“壁”を取っ払うことが出来る大きな可能性を感じたとの意見が聞かれた。**
- ✓ データ連携の取組を通して見守りや予防的な取組を強化していくことで、**将来的に少ない職員数で現場を維持するためのリソースの最適化に繋がる可能性がある。**

その他課題や示唆・気づき

No	フェーズ	課題／示唆・気づき
1	データを扱う主体の整理・役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 要対協のケース進行管理台帳データの利用に当たっては、要対協データの守秘義務を踏まえ、地域協議会の構成員以外には情報を提供してはならない点に留意が必要となる。要対協データの利用の観点からは、事業の実施主体の検討段階から、要対協の協議体構成員を兼ねているかなど考慮が必要か。 福祉・教育部局間での連携に当たって、兼務者を配置するケースあり。
2	利用するデータ項目の選定	<ul style="list-style-type: none"> データ項目の中で、基準・閾値に関して主観等が入り得る項目については、基準の統一が難しい。（基本連携データ項目では、「希死念慮」） データがシステムで連携されていない、欠損値がある、過去複数年分を保有していない、フォーマットが異なるなど利用に当たってハードルがあるケースもあり、事前に確認が必要。
3	個人情報の取扱いに係る検討	<ul style="list-style-type: none"> 法的整理については、基本的にデータ項目ごとに整理を行う必要があるため、多くの困難類型について、多くの機関間でデータを連携して事業に取り組む場合は、整理のための多くの工数を要する。 データを提供する側と、受け取る側での整理が必要となる点など、職員間での法的な整理方法への理解が十分ではない。
4	こどもデータ連携の仕組みの構築（判定基準の検討、システムの企画・構築）	<ul style="list-style-type: none"> 関係者にマスキングしたデータを連携する場合、つどマスキングのルールを調整するのではなく、マスキングすべきデータ項目全てについて、事前にマスキングルールを整理・合意することとし、やり取りの効率化を図ることも有用。 連携する各種データの更新頻度や、判定ルールへの寄与度合い等を考慮し、各データの適切な連携の頻度を検討する必要がある。
5	データの準備	<ul style="list-style-type: none"> データ取得時のルールやフォーマットが統一されていない場合は、手作業でのデータ入力が必要になる等連携の調整の手間が生じるため、連携を想定して取得時の運用方法をあらかじめ定めておく必要。 恒久化を念頭に置いたデータ連携を自動化するためのルールを定めるにあたり、データレイアウトなどを決める必要があるが、基幹業務システムの統一・標準化への対応が並行していることなどから対応が難しいケースもある。
6	システムによる判定の実施	<ul style="list-style-type: none"> 単年の情報など定点的な情報だけでなく、複数年の情報を把握し絞り込みに活用することも有効か。 モデルの精度検討に当たっては、昨年度の抽出結果との比較も方法の一つになるため、一定継続的な取組が重要。 データの該当数で優先順位付けを行うのか、政策目的（困難類型）ごとにデータに重みづけを行うのかなど、データの活用方法についても、モデルとなるような使い方などがあると取り組みやすいのではないかと。
7	人の目による支援等の必要性の確認	<ul style="list-style-type: none"> 絞り込みを行う主体によって、精度に差が生じる可能性もあるため、特に学校教員等特定の主体のみで実施される場合などは、適切に絞り込みが実施可能なオペレーションや体制等の検討が重要。 人による絞り込みに当たって、どのような情報を共有すると有効な支援を検討し得るのか、スティグマになり得るのかといった点については、困難類型や支援実施主体に応じて判定結果の検討が必要であり、支援実施主体側との丁寧な調整・試行錯誤が必要。
8	データ連携により把握したこども等に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 事業を継続的に行う観点からは、数年で実施主体の体制等も変わることがあるため課題がある。特に、学校における支援等においては、学級担任が変わるなど単年度で体制が変わるケースが多く、引き継ぎも容易ではないため、継続的に取組を行うために検討が必要。 潜在的なリスクを抱える児童に対するアプローチとして、地域全体での見守り強化・様々な居場所との連携等も有効か。



Envision the value,
Empower the change

The text is centered within a white rectangular box. A red curved line starts above the comma in the first line and curves down to the right. A blue curved line starts below the first line and curves down to the right, mirroring the red line's path.